

清流の国ぎふ芸術祭「第5回ぎふ美術展」応募者管理等委託業務仕様書

1 業務名

清流の国ぎふ芸術祭「第5回ぎふ美術展」応募者管理等委託業務

2 業務内容

本業務は、清流の国ぎふ芸術祭「第5回ぎふ美術展」の応募者及び審査結果のデータ入力を行うとともに表彰式・展覧会で必要となる印刷物の作成等を行うもの。

3 業務委託期間

契約締結日から令和6年9月1日（日）まで

4 納期

別紙「作業スケジュール（予定）」のとおり

5 第5回ぎふ美術展の概要

別紙「実施計画書」のとおり

6 委託業務の内容

（1）招待状、同封筒作成業務

① 招待状作成業務

招待状を下記の仕様に基づき作成すること。

なお、文面は発注者から提供する。

- ・枚数 900枚
- ・規格 220mm×200mm
- ・用紙 タント L-67 100kg 色見本から指定
- ・刷色 1／1 C
- ・備考 すべて案内状を二つ折りして封筒に入れた状態で納品（納期：6月30日を予定）

② 招待状封筒作成業務

招待状封筒を下記の仕様に基づき作成すること。

- ・枚数 900枚
- ・規格 洋型0号封筒
- ・用紙 ハグルマ コットンパールスノーホワイト、シール付
- ・刷色 1／0 C 刷り込み
- ・備考 郵便番号枠なし、料金後納マーク
すべて案内状を二つ折りして封筒に入れた状態で納品（納期：6月30日を予定）

（2）応募者・審査結果データ入力業務

- ・受付番号、応募者の氏名（ふりがな含む）、雅号（ふりがな含む）、性別（記載がある場合（記載がない場合は「未記入」と入力）、年齢、住所（郵便番号含む）、連絡先電話番号（携帯電話番号含む）、審査結果送付先住所（郵便番号含む）、搬出方法、出品総数、応募料区分、決済方法、市町村等建制番号、応募部門、作品名（ふりがな含む）、作品サイズ・重量、主な材質等応募データ及び審査結果について、発注者が指示する項目をエク

セルフフォームに入力すること。（氏名、雅号入力時に、本来の正字体に代えて JIS 第二水準までの文字で代用し、若しくは便宜上類似する別の字体で入力した場合等は、備考欄にその旨記載すること。）

- ・入力後のデータを発注者が校正し、修正データを入力して完成データとする。
- ・完成データは、各部門ごとに賞順（ぎふ美術展賞、優秀賞、奨励賞、入選、選外）、受付番号順、年齢順（平均年齢も算出）、市町村等建制番号順（県内 5 圏域別件数も算出）、事務局使用欄番号順（0～3、番号別件数も算出）及び全応募者五十音順にソートして納品すること。
- ・入力業務は、原則として岐阜県美術館に開設する臨時事務局内で行うこととし、必要となるパソコン及びプリンターは受託者において準備すること。
- ・応募件数は 1, 0 0 0 件程度を目標としている。

入力作業は下記日程により進めること。

なお、7 月 2 3 日（火）の審査結果データ入力については、審査結果が判明するのが概ね 1 6 時頃となるので、その時間から入力を開始し、当日中に完成データを納品すること。

月	日	曜	応募期限(想定応募件数)	作 業 内 容
7	5	金	写真データ応募期限 (想定 64 件)	
	10	水	書業者応募票提出 (想定 159 件)	
	17	水	飛騨搬入(想定 53 件)	応募者データ入力 (想定 373 件)
	18	木	東濃搬入(想定 97 件) 書業者搬入(想定 159 件)	発注者校正 修正データ入力
	19	金	岐阜搬入(想定 627 件)	応募者データ入力 (想定 627)
	20	土		
	21	日		
	22	月	審査会リハーサル	発注者校正 修正データ入力 応募者データ入力完了(23 日 (火))
	23	火	審査会 (審査結果 想定 1,000 件)	審査結果データ入力(想定 1,000 件)
	24	水		発注者校正、修正データ入力 審査結果データ入力完了、納品

※想定件数は「第 4 回ぎふ美術展」実績より試算

（３）開催告知ハガキサイズ作成業務

- ・枚数 1, 0 0 0 枚
- ・規格 ハガキ（H：1 5 0 mm×W：1 0 5 mm）
- ・用紙 コートアイボリー 4／6 判 19.5kg
- ・刷色 4／1 C
- ・備考 図（案）は発注者が提供する

（４）印刷物作成及び発送業務

① 審査結果通知ハガキ

「6 委託業務の内容」「（2）応募者・審査結果データ入力」による入力データを基に、審査結果通知ハガキを下記仕様に基つき作成するとともに、応募者に送付すること。

なお、送付期限は審査会終了後1週間以内とし、発送日は発注者が指示する。

- ・枚数 1, 000枚 (想定)
- ・規格 ハガキ (H: 148mm×W: 100mm)
- ・用紙 135kg、再生紙
- ・刷色 1/1C (スミ)
- ・差込印刷 郵便番号、住所、氏名、部門名、受付番号、審査結果
※複数部門に応募のあった場合は、部門名、受付番号、審査結果は応募
点数分の印刷となる。
- ・備考 文面は発注者が提供する
原稿に合わせて目隠しシールを1,000枚 (想定) 分作成すること

② 出品目録

上記入力データを基に、出品目録を下記仕様にに基づき作成すること。

- ・枚数 5, 000部
- ・規格 A4判 (展開サイズ: A3判相当)
- ・用紙 90kg、再生コート紙 (古紙配合率100%)
- ・刷色 両面刷、〈表紙〉カラー4色 〈本文〉スミ
- ・ページ数 12ページ
- ・製本 中綴じ
- ・印刷項目 入賞・入選者403名 (想定) の賞名、作品名、氏名、市町村名
審査員講評
- ・掲載順 部門別、賞別、建制番号順 (市町村)、五十音順 (氏名)
- ・備考 表紙デザイン及び構成は発注者と協議すること
原稿に活字がない場合は作字すること
200部ごとに包装すること
ぎふ美術展ホームページのQRコード、文化庁補助事業であることの表記、
「清流の国ぎふ」文化祭2024応援事業ロゴ等を入れること

③ 作品キャプション

上記入力データを基に、作品キャプションを作成すること。

- ・枚数 403枚 (想定)
※枚数は想定であり、7月23日の審査会結果により確定
- ・規格 W: 150mm×H: 100mm
- ・用紙 135kg、普通紙
- ・刷色 片面刷、2色 (スミ、下部 (W: 150mm×H: 25mm) は別途発注者が指示する色を使用)
- ・印刷項目 作品名、氏名、市町村名
色加工部分に部門名及び「清流の国ぎふ芸術祭 第5回ぎふ美術展」の文字を白抜き印刷すること
- ・備考 キャプションの上辺から12mm下のセンター部分にピンを刺す位置をマークすること
印刷後は、部門別、賞順、受付番号順に配列し納品すること

④ 賞名キャプション

下記賞名を印刷したキャプションを作成すること。

- ・枚数 49枚 (内訳) ぎふ美術展賞 7枚
優秀賞 14枚

	奨励賞	28枚
・規格	W：50mm×H：100mm	
・用紙	135kg、普通紙	
・刷色	片面刷、1色（下記色加工）	
	ぎふ美術展賞	金箔押し加工
	優秀賞	銀箔押し加工
	奨励賞	銅箔押し加工
・印刷項目	ぎふ美術展賞、優秀賞、奨励賞 色加工部分に賞名を白抜き印刷すること	
・備考	キャプションの上辺から5mm下のセンター部分にピンを刺す位置をマークすること	

⑤ 賞状

ア ろふ美術展賞、優秀賞

・枚数	ろふ美術展賞	7枚（想定）
	優秀賞	14枚（想定）
・規格	賞状（県規格2号）	
・用紙	本美濃紙	
・刷色	片面刷、3色（黒、金、朱）	
・差込印刷	賞名、部門名、氏名	
・備考	用紙は発注者が提供する 文面は発注者が提供する 知事署名及び知事印の印影印刷を含む（署名及び印影（以下「印影等」という）は貸与する） 印刷後は、部門別、賞順、受付番号順に配列し納品すること 「賞名・部門名・氏名」は「印刷」又は「筆耕」対応とする	

イ 奨励賞、入選

・枚数	奨励賞	28枚（想定）
	入選	382枚（想定）
・規格	B4	
・用紙	135kg、上質紙	
・刷色	片面刷、3色（黒、金、朱）	
・差込印刷	部門名、氏名	
・備考	文面は発注者が提供する 知事署名及び知事印の印影印刷を含む（印影等は貸与する） 印刷後は、部門別、賞順、受付番号順に配列し納品すること	

7 その他の留意点

- ・デザイン、レイアウトも業務内容に含むものとする。
- ・校正回数は2回以上とする。（校正2回目用いるものは、1回目の校正が反映したものをを用いること）
- ・知事署名及び知事印を印刷するにあたり、提供を受けた印影等を印字した用紙は厳重に管理し、印刷終了後、速やかに返却するとともに、作成した凸版などの原版がある場合は、印刷終了後に速やかに発注者に引き渡すこと。また、印刷のため、作成した印影のデジタルデータ等は、印刷終了後直ちにデータを消去すること。
- ・印刷物のうち指定箇所についてデータ（イラストレーター）で提出すること。

- ・詳細及び記載のない事項については、担当者と十分に協議し、臨機応変に対応すること。

8 業務の適正な実施に関する事項

受託者は、以下（１）～（５）を遵守すること。

（１）関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。

（２）業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で、必要と認めるときは、財団と協議の上、その一部を委託することができる。

（３）個人情報保護

①受託者は、委託業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、「公益財団法人岐阜県教育文化財団個人情報保護規程」を遵守しなければならない。

②受託者は、本委託業務を第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して、「公益財団法人岐阜県教育文化財団個人情報保護規程」を遵守させなければならない。

（４）守秘義務

①本委託業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、他の目的に使用してはならない。

②本委託業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。

③①及び②の規程は、この契約が終了し又は解除された後においても、また同様とする。

（５）著作権に関する事項

別記「著作権等取扱特記事項」のとおりとする。

9 特許権等の使用

受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

ただし、発注者が、その材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象となる旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかった場合は、発注者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担するものとする。

10 著作物の使用等について

（１）受託者は、本業務の実施に当たって、第三者が権利を有する著作物を使用しようとするときは、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行わなければならない。この場合において、受託者は、当該契約等の内容について事前に発注者の承諾を得るものとする。

（２）本業務の実施に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら発注者の責めに帰する場合を除き、受託者の責任、負担において、一切を処理しなければならない。

11 不当介入における通報義務

（１）受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。なお、通報がない場合は、入札参加資格を停止することがある。

（２）受託者は暴力団等により不当介入を受けたことにより、履行期限内に業務を完了することができないときは、発注者に履行期限の延長変更を請求することができる。

著 作 権 等 取 扱 特 記 事 項

(著作者人格権等の帰属)

第1 印刷製本物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利(以下「著作者人格権」という。)及び同法第21条から第28条までに規定する権利(以下「著作権」という。)は受託者に帰属する。

2 印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権(著作者人格権を有しない場合にあつては、著作権)は、提供した者に帰属する。ただし、発注者又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

第2 印刷製本物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。

2 印刷製本物の作成のために受託者が提供した印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。

- 一 写真
- 二 映像
- 三 ロゴ、イラスト

3 前二項に関し、次のいずれかの者に印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を受託者に譲渡させるものとする。

- 一 受託者の従業員
- 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員

4 第1項及び第2項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

第3 受託者は、発注者に対し、印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材(以下「印刷製本物等」という。)が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。

2 発注者は、印刷製本物等が著作物に該当する場合において、当該印刷製本物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

第4 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(印刷製本物等の電子データが入った納入物の提供)

第5 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等の電子データが入った納入物(DVD)を当該印刷製本物の引渡し時に引き渡すものとする。

2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。

3 第1項の印刷製本物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該印刷製本物の引渡し時に発注者に移転する。